

特定個人情報保護評価書(基礎項目評価書)

| 評価書番号 | 評価書名 |
|-------|----------------|
| 7 | 国民年金事務 基礎項目評価書 |

個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言

壬生町は、国民年金事務における特定個人情報ファイルを取扱うにあたり、特定個人情報ファイルの取扱いが個人のプライバシー等の権利利益に影響を及ぼしかねないことを理解し、特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを軽減させるために適切な措置を講じ、もって個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組んでいることを、ここに宣言する。

特記事項

評価実施機関名

栃木県壬生町長

公表日

令和7年3月24日

I 関連情報

| 1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務 | |
|--|--|
| ①事務の名称 | 国民年金事務 |
| ②事務の概要 | 国民年金法の規定に則り、国民年金資格の管理・付加・免除・給付の管理を行う。特定個人情報ファイルは、以下の場合に使用する。 ①被保険者の資格や年金受給者の管理 ②日本年金機構(年金事務所)への異動報告・所得情報提供などの進達事務 ③給付に関する事項及び年金生活者支援給付金に関する事務 |
| ③システムの名称 | 国民年金システム 宛名統合システム 住基システム |
| 2. 特定個人情報ファイル名 | |
| 国民年金被保険者台帳ファイル 年金受給被保険者台帳ファイル 宛名情報ファイル | |
| 3. 個人番号の利用 | |
| 法令上の根拠 | 番号法第9条第1項、別表第一第46及び128項、国民年金法第12条等 |
| 4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携 | |
| ①実施の有無 | [実施する] <選択肢> 1) 実施する 2) 実施しない 3) 未定 |
| ②法令上の根拠 | 番号法第19条第8項、国民年金法第108条第1及び2項等 |
| 5. 評価実施機関における担当部署 | |
| ①部署 | 住民福祉部 住民課 |
| ②所属長の役職名 | 課長 |
| 6. 他の評価実施機関 | |
| | |
| 7. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求 | |
| 請求先 | 壬生町役場 総務部総務課 文書法規係 郵便番号:321-0292 住所:栃木県下都賀郡壬生町大字壬生甲3841番地1 電話番号:0282-81-1806 FAX:0282-82-8262 |
| 8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ | |
| 連絡先 | 壬生町役場 総務部総務課 文書法規係 郵便番号:321-0292 住所:栃木県下都賀郡壬生町大字壬生甲3841番地1 電話番号:0282-81-1806 FAX:0282-82-8262 |
| 9. 規則第9条第2項の適用 | []適用した |
| 適用した理由 | |

II しきい値判断項目

| 1. 対象人数 | | |
|--|-------------------|--|
| 評価対象の事務の対象人数は何人か | [1,000人以上1万人未満] | <選択肢> 1) 1,000人未満(任意実施) 2) 1,000人以上1万人未満 3) 1万人以上10万人未満 4) 10万人以上30万人未満 5) 30万人以上 |
| いつ時点の計数か | 令和7年3月1日 時点 | |
| 2. 取扱者数 | | |
| 特定個人情報ファイル取扱者数は500人以上か | [500人以上] | <選択肢> 1) 500人以上 2) 500人未満 |
| いつ時点の計数か | 令和7年3月1日 時点 | |
| 3. 重大事故 | | |
| 過去1年以内に、評価実施機関において特定個人情報に関する重大事故が発生したか | [発生なし] | <選択肢> 1) 発生あり 2) 発生なし |

III しきい値判断結果

| しきい値判断結果 |
|-------------------|
| 基礎項目評価の実施が義務付けられる |

IV リスク対策

| 1. 提出する特定個人情報保護評価書の種類 | | |
|---|-----------|--|
| [基礎項目評価書] | | <選択肢> 1) 基礎項目評価書 2) 基礎項目評価書及び重点項目評価書 3) 基礎項目評価書及び全項目評価書 2)又は3)を選択した評価実施機関については、それぞれ重点項目評価書又は全項目評価書において、リスク対策の詳細が記載されている。 |
| 2. 特定個人情報の入手(情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。) | | |
| 目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か | [十分である] | <選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている |
| 3. 特定個人情報の使用 | | |
| 目的を超えた紐付け、事務に必要な情報との紐付けが行われるリスクへの対策は十分か | [十分である] | <選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている |
| 権限のない者(元職員、アクセス権限のない職員等)によって不正に使用されるリスクへの対策は十分か | [十分である] | <選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている |
| 4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 []委託しない | | |
| 委託先における不正な使用等のリスクへの対策は十分か | [十分である] | <選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている |
| 5. 特定個人情報の提供・移転(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。) []提供・移転しない | | |
| 不正な提供・移転が行われるリスクへの対策は十分か | [十分である] | <選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている |
| 6. 情報提供ネットワークシステムとの接続 [<input type="radio"/>]接続しない(入手) []接続しない(提供) | | |
| 目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か | [] | <選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている |
| 不正な提供が行われるリスクへの対策は十分か | [十分である] | <選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている |

| 7. 特定個人情報の保管・消去 | |
|--|---|
| 特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策は十分か | <input type="checkbox"/> 十分である <input type="checkbox"/>] <選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている |
| 8. 人手を介在させる作業 <input type="checkbox"/> 人手を介在させる作業はない | |
| 人為的ミスが発生するリスクへの対策は十分か | <input type="checkbox"/> 十分である <input type="checkbox"/>] <選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている |
| 判断の根拠 | 国民年金事務では、下記の局面で特定個人情報の取扱いに関して手作業が介在するが、いずれの局面においても複数人での確認を行うようにしており、人為的ミスが発生するリスクへの対策は十分であると考えられる。 ・個人番号及び本人情報が記載された申請書の日本年金機構への回付 ・個人番号及び本人情報が記載された書類の廃棄 |
| 9. 監査 | |
| 実施の有無 | <input type="checkbox"/> 自己点検 <input type="checkbox"/> 内部監査 <input type="checkbox"/> 外部監査 |
| 10. 従業者に対する教育・啓発 | |
| 従業者に対する教育・啓発 | <input type="checkbox"/> 十分に行っている <input type="checkbox"/>] <選択肢> 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない |
| 11. 最も優先度が高いと考えられる対策 <input type="checkbox"/> 全項目評価又は重点項目評価を実施する | |
| 最も優先度が高いと考えられる対策 | <input type="checkbox"/> [8) 特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策] <選択肢> 1) 目的外の入手が行われるリスクへの対策 2) 目的を超えた紐付け、事務に必要な情報との紐付けが行われるリスクへの対策 3) 権限のない者によって不正に使用されるリスクへの対策 4) 委託先における不正な使用等のリスクへの対策 5) 不正な提供・移転が行われるリスクへの対策(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。) 6) 情報提供ネットワークシステムを通じて目的外の入手が行われるリスクへの対策 7) 情報提供ネットワークシステムを通じて不正な提供が行われるリスクへの対策 8) 特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策 9) 従業者に対する教育・啓発 |
| 当該対策は十分か【再掲】 | <input type="checkbox"/> 十分である <input type="checkbox"/>] <選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている |
| 判断の根拠 | 特定個人情報の適正な取扱いに関するガイドライン(行政機関等編)に則り、漏えい・滅失・毀損を防ぐための物理的安全管理措置、技術的安全管理措置等を講じている。また、特定個人情報を含む書類は施錠できる書棚等に保管することを徹底する運用をしている。これらの対策を講じていることから、特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策は「十分である」と考えられる。 |

変更箇所

| 変更日 | 項目 | 変更前の記載 | 変更後の記載 | 提出時期 | 提出時期に係る説明 |
|------------|----------------------------|---|---|------|-------------|
| 平成28年9月30日 | I-5. ② 所属長 | 住民課長 桑川 洋一 | 住民課長 沖 薫 | 事後 | |
| 平成30年5月7日 | I-4. ① 実施の有無 | 実施する | 実施しない | 事後 | |
| 平成30年5月7日 | I-5. ② 所属長 | 住民課長 沖 薫 | 住民課長 平石 二美夫 | 事後 | |
| 平成30年5月7日 | II-1 いつ時点の計数か | 平成27年2月28日 時点 | 平成30年4月1日 時点 | 事後 | しきい値判断に変更なし |
| 平成30年5月7日 | II-2 いつ時点の計数か | 平成27年2月28日 時点 | 平成30年4月1日 時点 | 事後 | しきい値判断に変更なし |
| 令和1年5月14日 | I-4. ② 法令上の根拠 | 番号法第9条7号、別表第二の48、50項 | (削除) | 事後 | |
| 令和1年5月14日 | I-5. ② 所属長 | 住民課長 平石 二美夫 | 課長 | 事後 | |
| 令和1年5月14日 | II-1 いつ時点の計数か | 平成30年4月1日 時点 | 平成31年4月1日 時点 | 事後 | しきい値判断に変更なし |
| 令和1年5月14日 | II-2 いつ時点の計数か | 平成30年4月1日 時点 | 平成31年4月1日 時点 | 事後 | しきい値判断に変更なし |
| 令和1年5月14日 | IV リスク対策 | (記載なし) | (新規記載) | 事後 | |
| 令和2年3月16日 | I-1. ② 事務の概要 | (略) | (略) ③給付に関する事項及び年金生活者支援給 | 事後 | 既存記載の末尾に追加 |
| 令和2年3月16日 | I-1. ③ システムの名称 | 中間サーバー・ソフトウェア | (削除) | 事後 | 部分削除 |
| 令和2年3月16日 | I-3. 法令上の根拠 | 番号法第9条第1項、別表第一第31の項、国民年金法第12条等 | 番号法第9条第1項、別表第一第31及び95項、国民年金法第12条等 | 事後 | |
| 令和2年3月16日 | II-1 いつ時点の計数か | 平成31年4月1日 時点 | 令和2年3月1日 時点 | 事後 | しきい値判断に変更なし |
| 令和2年3月16日 | II-2 いつ時点の計数か | 平成31年4月1日 時点 | 令和2年3月1日 時点 | 事後 | しきい値判断に変更なし |
| 令和3年3月15日 | II-1 いつ時点の計数か | 令和2年3月1日 時点 | 令和3年3月1日 時点 | 事後 | しきい値判断に変更なし |
| 令和3年3月15日 | II-2 いつ時点の計数か | 令和2年3月1日 時点 | 令和3年3月1日 時点 | 事後 | しきい値判断に変更なし |
| 令和4年3月10日 | II-1 いつ時点の計数か | 令和3年3月1日 時点 | 令和4年3月1日 時点 | 事後 | しきい値判断に変更なし |
| 令和4年3月10日 | II-2 いつ時点の計数か | 令和3年3月1日 時点 | 令和4年3月1日 時点 | 事後 | しきい値判断に変更なし |
| 令和5年3月10日 | I-4. ① 実施の有無 | 実施しない | 実施する | 事後 | |
| 令和5年3月10日 | I-4. ② 法令上の根拠 | | 番号法第19条第8項、別表第二第48及び50項、国民年金法第108条第1及び2項等 | 事後 | 新規記載 |
| 令和5年3月10日 | I-5. ① 部署 | 民生部 住民課 | 住民福祉部 住民課 | 事後 | |
| 令和5年3月10日 | I-7. 請求先 | 壬生町通町12番22号 | 壬生町大字壬生甲3841番地1 | 事後 | |
| 令和5年3月10日 | I-8. 連絡先 | 壬生町通町12番22号 | 壬生町大字壬生甲3841番地1 | 事後 | |
| 令和5年3月10日 | II-1 いつ時点の計数か | 令和4年3月1日 時点 | 令和5年3月1日 時点 | 事後 | しきい値判断に変更なし |
| 令和5年3月10日 | II-2 特定個人ファイル取扱者は500人以上か | 500人未満 | 500人以上 | 事後 | しきい値判断に変更なし |
| 令和5年3月10日 | IV-6 不正な提供が行われるリスクへの対策は十分か | | 十分である | 事後 | 新規記載 |
| 令和6年3月29日 | II-2 いつ時点の計数か | 令和5年3月1日 時点 | 令和6年3月1日 時点 | 事後 | しきい値判断に変更なし |
| 令和7年3月24日 | I-3. 法令上の根拠 | 番号法第9条第1項、別表第一第31及び95項、国民年金法第12条等 | 番号法第9条第1項、別表第一第46及び128項、国民年金法第12条等 | 事後 | |
| 令和7年3月24日 | I-4. 法令上の根拠 | 番号法第19条第8項、別表第二第48及び50項、国民年金法第108条第1及び2項等 | 番号法第19条第8項、国民年金法第108条第1及び2項等 | 事後 | |
| 令和7年3月24日 | II-1 いつ時点の計数か | 令和6年3月1日 時点 | 令和7年3月1日 時点 | 事後 | しきい値判断に変更なし |
| 令和7年3月24日 | II-2 いつ時点の計数か | 令和6年3月1日 時点 | 令和7年3月1日 時点 | 事後 | しきい値判断に変更なし |
| 令和7年3月24日 | IV-1. 提出する特定個人情報保護評価書の種類 | 基礎項目評価書及び重点項目評価書 | 基礎項目評価書 | 事後 | |
| 令和7年3月24日 | IV-8 人手を介在させる作業 | | 十分である | 事後 | |
| 令和7年3月24日 | IV-8 人手を介在させる作業 | | 国民年金事務では、下記の局面で特定個人情報の取扱いに関して手作業が介在するが、いずれの局面においても複数人での確認を行うようにしており、人為的ミスが発生するリスクへの対策は十分であると考えられる。 ・個人番号及び本人情報が記載された申請書の日本年金機構への回付 ・個人番号及び本人情報が記載された書類の廃棄 | 事後 | |
| 令和7年3月24日 | IV-11 最も優先度が高いと考えられる対策 | | 8) 特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策 | 事後 | |
| 令和7年3月24日 | IV-11 最も優先度が高いと考えられる対策 | | 十分である | 事後 | |
| 令和7年3月24日 | IV-11 最も優先度が高いと考えられる対策 | | 特定個人情報の適正な取扱いに関するガイドライン(行政機関等編)に則り、漏えい・滅失・毀損を防ぐための物理的安全管理措置、技術的安全管理措置等を講じている。また、特定個人情報を含む書類は施錠できる書棚等に保管することを徹底する運用をしている。これらの対策を講じていることから、特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策は「十分である」と考えられる。 | 事後 | |